

第 7 7 号議案

中野区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出します。

令和 8 年 9 月 2 4 日

提出者 中野区長 酒 井 直 人

（提案理由）

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の改正に伴い、規定を整備する必要がある。

中野区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

中野区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営の基準に関する条例（平成26年中野区条例第32号）の一部を次のように改正する。

目次中「・第53条」を「一第53条」に改める。

第2条第6号中「小規模保育事業 児童福祉法」を「満3歳未満等小規模保育事業 児童福祉法」に改め、「規定する小規模保育事業」の次に「（同項第3号に掲げる事業を除く。）」を加え、同号の次に次の1号を加える。

(6)の2 満3歳以上限定小規模保育事業 児童福祉法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業（同項第3号に掲げる事業に限る。）をいう。

第2条第11号の次に次の3号を加える。

(11)の2 教育認定子ども 法第27条第1項に規定する教育認定子どもをいう。

(11)の3 満3歳以上保育認定子ども 法第27条第1項に規定する満3歳以上保育認定子どもをいう。

(11)の4 保育認定子ども 法第29条第2項に規定する保育認定子どもをいう。

第6条第2項中「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、「公正な方法」の次に「（第4項において「選考方法」という。）」を加え、同条第3項中「同条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満3歳以上保育認定子ども又

は満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。）」に改め、同条第4項中「前2項の規定による」を「選考方法又は前項に規定する」に改める。

第7条第2項中「法第19条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「保育認定子ども」に改める。

第9条第1項中「当該申請」を「教育・保育給付認定の申請」に改める。

第12条の見出しを「（特定教育・保育の提供の記録）」に改める。

第13条第4項第3号ア(ア)中「法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同号ア(イ)中「法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満3歳以上保育認定子ども」に改め、同号イ中「(ア)に」を「以下このイに」に改め、同号イ(ア)中「法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同号イ(イ)中「法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満3歳以上保育認定子ども」に改める。

第20条第7号中「及び第3項」を「に規定する選考方法及び同条第3項」に改める。

第22条の見出しを「（利用定員の遵守）」に改める。

第25条中「幼稚園」を「学校教育法第1条に規定する幼稚園」に、「学校教育法」を「同法」に改める。

第35条第1項中「法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同条第2項中「法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数」を「教育認定子ども」に、「同

条第 2 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満 3 歳以上保育認定子ども」に改め、同条第 3 項中「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数」を「教育認定子ども」に、「同号又は同条第 2 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数」を「教育認定子ども又は満 3 歳以上保育認定子ども」と、「同号」とあるのは「同条第 2 号」に、「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を除く）」を「教育認定子ども」とあるのは「教育認定子ども（特別利用保育を受ける者を除く）」に、「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を含む）」を「満 3 歳以上保育認定子ども」とあるのは「満 3 歳以上保育認定子ども（特別利用保育を受ける者を含む）」に改める。

第 36 条第 1 項中「法第 19 条第 2 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満 3 歳以上保育認定子ども」に改め、同条第 2 項中「法第 19 条第 2 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数」を「満 3 歳以上保育認定子ども」に、「同条第 1 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同条第 3 項中「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に、「同条第 1 号又は第 2 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども又は満 3 歳以上保育認定子ども」に、「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を含む）」を「教育認定子ども」とあるのは「教育認定子ども（特別利用教育を受ける者を含む）」に、「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受

ける者を除く」を「満３歳以上保育認定子ども」とあるのは「満３歳以上保育認定子ども（特別利用教育を受ける者を除く）」に改める。

第３７条第１項中「。以下同じ。」を削り、「第２８条」を「第２７条」に、「同条例第３１条」及び「同条例第３３条」を「同条」に改め、同条第２項を次のように改める。

２ 特定地域型保育事業者（満３歳以上限定小規模保育事業者（満３歳以上限定小規模保育事業を行う者をいう。以下同じ。）を除く。）は、次の各号に掲げる地域型保育事業の区分に応じ、当該地域型保育事業を行う事業所ごとに、当該各号に定める利用定員を、満１歳に満たない小学校就学前子どもと満１歳以上の小学校就学前子どもとに区分して定めるものとする。

- (1) 家庭的保育事業、満３歳未満等小規模保育事業及び居宅訪問型保育事業 法第１９条第３号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員
- (2) 事業所内保育事業 法第４３条第３項に規定する労働者等監護満３歳未満小学校就学前子どもに係る利用定員及びその他の法第１９条第３号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員

第３７条に次の１項を加える。

３ 特定地域型保育事業者（満３歳以上限定小規模保育事業者に限る。）は、満３歳以上限定小規模保育事業を行う事業所ごとに、法第１９条第２号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員を定めるものとする。

第３９条第２項中「特定地域型保育事業者」の次に「（満３歳以上限定小規模保育事業者を除く。）」を、「この章」の次に「（第４３条第１項を除く。）」を加え、同条第４項中「満３歳未満保育認定子ども」を「保育認定子ども」に改め、同項を同条第５項とし、同条第３項中「前項」を「前２項」に、「同項の規定による」を「前２項に

規定する」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者に限る。）は、利用の申込みに係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳以上保育認定子どもの総数が、当該特定地域型保育事業所の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳以上保育認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

第40条第2項及び第41条中「満3歳未満保育認定子ども」を「保育認定こども」に改める。

第42条第1項第1号中「満3歳未満保育認定子ども」を「保育認定子ども」に改め、同項第3号中「により特定地域型保育」を「（満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。第4項において同じ。）により特定地域型保育（満3歳以上限定小規模保育を除く。同項において同じ。）」に改め、「その他の」の次に「法第19条第3号に掲げる」を加え、「。以下この号において同じ」を削り、同条中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者に限る。）は、前項の規定にかかわらず、連携施設の確保に当たって、同項第3号に係る連携協力を求めることを要しない。

第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」の次に「（満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」を加える。

第４６条第７号中「第３９条第２項」の次に「及び第３項」を加える。

第４７条第１項及び第２項ただし書中「満３歳未満保育認定子ども」を「保育認定子ども」に改める。

第４８条の見出しを「（利用定員の遵守）」に改める。

第４９条及び第５０条第２項中「満３歳未満保育認定子ども」を「保育認定子ども」に改める。

第５１条中「満３歳未満保育認定子どもに限り、特定満３歳以上保育認定子ども」を「教育認定子ども」に、「第１２条の見出し中「教育・保育」とあるのは「地域型保育」と、第１４条の見出し中「施設型給付費等」とあるのは「地域型保育給付費等」と、同条第１項」を「第１４条第１項」に改め、「第４６条に規定する」との次に「、第２５条中「各号（幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあっては、認定こども園法第２７条の２第１項各号、学校教育法第１条に規定する幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあっては、同法第２８条第２項において準用する認定こども園法第２７条の２第１項各号）」とあるのは「各号」と」を加える。

第５２条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（特別利用地域型保育の基準）」を付し、同条第１項中「が法第１９条第１号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「（満３歳以上限定小規模保育事業者を除く。以下この条において同じ。）が教育認定子ども」に改め、同条第２項中「法第１９条第１号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数」を「教育認定子ども」に、「次条第１項」を「第５３条第１項」に、「法第１９条第２号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満３歳以上保育認定子ども」に改め、同条第３項中「いう。次条第３項」の次に「及び第５３条第３項」を、

「この章（」の次に「第３７条第３項、第３９条第３項及び」を加え、「含む。次条第３項」を「含む。第５３条第３項」に改め、「以下この章」の次に「（第４３条第１項を除く。）」を加え、「同条第１号又は第３号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（」を「教育認定子ども及び満３歳未満保育認定子ども（特定満３歳以上保育認定子どもを除き、」に、「法第１９条第２号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満３歳以上保育認定子ども」に改め、「第４３条第１項中「教育・保育給付認定保護者」の次に「（満３歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」を加え、「法第１９条第１号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同条の次に次の１条を加える。

第５２条の２ 特定地域型保育事業者（満３歳以上限定小規模保育事業者に限る。以下この条において同じ。）が教育認定子どもに対し特別利用地域型保育を提供する場合には、法第４６条第１項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。

２ 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る教育認定子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している満３歳以上保育認定子どもの総数が、第３７条第３項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。

３ 特定地域型保育事業者が、第１項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、この章（第３７条第２項、第３９条第２項及び第４０条第２項を除き、第５１条において準用する第８条から第１４条まで（第１０条及び第１３条を除く。）、第１７条から第１９条まで及

び第 23 条から第 33 条までを含む。)の規定を適用する。この場合において、第 39 条第 3 項中「第 19 条第 2 号」とあるのは「第 19 条第 1 号」と、「満 3 歳以上保育認定子ども」とあるのは「教育認定子ども又は満 3 歳以上保育認定子ども」と、「同号」とあるのは「法第 19 条第 2 号」と、「法第 20 条第 4 項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満 3 歳以上保育認定子どもが優先的に利用できるよう、」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第 43 条第 1 項中「教育・保育給付認定保護者（満 3 歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特別利用地域型保育の対象となる教育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。）」と、同条第 2 項中「法第 29 条第 3 項第 1 号に掲げる額」とあるのは「法第 30 条第 2 項第 2 号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第 3 項中「前 2 項」とあるのは「前項」と、同条第 4 項中「前 3 項」とあるのは「前 2 項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（第 13 条第 4 項第 3 号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」と、同条第 5 項中「前各項」とあるのは「前 3 項」とする。

第 53 条第 1 項中「が法第 19 条第 2 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「（満 3 歳以上限定小規模保育事業者を除く。以下この条において同じ。）が満 3 歳以上保育認定子ども」に改め、同条第 2 項中「法第 19 条第 2 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数」を「満 3 歳以上保育認定子ども」に、「同条第 3 号に掲げる小学校就学前子ど

もに該当する教育・保育給付認定子ども（前条第１項」を「満３歳未満保育認定子ども（第５２条第１項」に、「法第１９条第１号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同条第３項中「第４３条第１項中「教育・保育給付認定保護者」の次に「（満３歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」を加え、「法第１９条第２号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満３歳以上保育認定子ども」に、「令第４条第１項第２号に規定する満３歳以上保育認定子どもをいう」を「特定満３歳以上保育認定子どもを除く」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。